

自動車税のグリーン化税制の概要

令和8年4月
三重県

自動車の排出ガスや燃費性能などで環境負荷の小さい自動車の税率は低くなり（軽課）、新車新規登録（初度登録）から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率は高くなります（重課）。

「軽課」は新車新規登録の翌年度に限り適用されます。「重課」は対象となった年度以降も毎年適用されます。

1. 自動車税が安くなる場合（軽課）

- ◆ 適用年度 令和7年4月1日～令和10年3月31日に新車新規登録（初度登録）の場合の翌年度に限る。
〔例：令和7年4月1日～令和8年3月31日に登録の場合は令和8年度に限り軽課となり、令和9年度以降は通常の税率に戻ります。〕
- ◆ 適用対象
 - ・ 自家用乗用車、重量車等（バス・トラック）

対象自動車の種類		軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（※） Nox10%低減）		概ね75%軽減
 - ・ 営業用乗用車（令和7年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録（初度登録）したもののみ対象。）

対象自動車の種類		軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（※） Nox10%低減）		概ね75%軽減
クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）	令和2年度燃費基準達成車かつ、 令和12年度燃費基準90%達成車	
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車		

※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準

2. 自動車税が高くなる場合（重課）

- ◇ 新車新規登録（初度登録）から次の年数を経過した場合は、通常の税率より概ね 10%高く なります。

①ディーゼル車	4月1日時点で11年を経過しているバス・トラック (令和8年4月1日時点では、初度登録年月が平成27年3月以前のもの)
②ガソリン及びLPG車	4月1日時点で13年を経過しているバス・トラック (令和8年4月1日時点では、初度登録年月が平成25年3月以前のもの)
- ◇ 新車新規登録（初度登録）から次の年数を経過した場合は、通常の税率より概ね 15%高く なります。

①ディーゼル車	4月1日時点で11年を経過しているバス・トラックを除く自動車 (令和8年4月1日時点では、初度登録年月が平成27年3月以前のもの)
②ガソリン及びLPG車	4月1日時点で13年を経過しているバス・トラックを除く自動車 (令和8年4月1日時点では、初度登録年月が平成25年3月以前のもの)

※ 一般乗用バス、被けん引車、ガソリンハイブリッド自動車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車は重課の対象外です。

【お問合せ先：三重県自動車税事務所課税課 TEL059-253-8057】